

◇大ホール 学校主催免除使用料

区 分		使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日	
				(9:00～12:00)	(13:00～17:00)	(18:00～22:00)	(9:00～22:00)	
入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	平 日	準 備	25,760	45,752	64,000	131,040	
			本 番	1階席	25,760	45,760	64,000	131,120
				全 席	36,800	65,360	91,440	187,200
		土・日 休 日	準 備	38,640	61,264	79,520	168,560	
			本 番	1階席	38,640	61,280	79,600	168,560
				全 席	55,200	87,520	113,600	240,800
	入場料が3,000円以下の場合	平 日	準 備	25,760	45,752	64,000	131,040	
			本 番	1階席	28,320	50,240	70,320	144,160
				全 席	40,480	71,840	100,560	206,000
		土・日 休 日	準 備	38,640	61,264	79,520	168,560	
			本 番	1階席	42,560	67,360	87,440	185,360
				全 席	60,720	96,240	124,960	264,880
入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	平 日	準 備	25,760	45,752	64,000	131,040		
		本 番	1階席	33,520	59,440	83,200	170,400	
			全 席	47,840	84,880	118,800	243,440	
	土・日 休 日	準 備	38,640	61,264	79,520	168,560		
		本 番	1階席	50,160	79,680	103,440	219,120	
			全 席	71,760	113,840	147,680	313,040	
入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	平 日	準 備	25,760	45,752	64,000	131,040		
		本 番	1階席	43,760	77,760	108,800	222,800	
			全 席	62,560	111,120	155,440	318,320	
	土・日 休 日	準 備	38,640	61,264	79,520	168,560		
		本 番	1階席	65,760	104,160	135,280	286,480	
			全 席	93,920	148,880	193,200	409,280	
入場料が7,001円以上9,000円以下の場合	平 日	準 備	25,760	45,752	64,000	131,040		
		本 番	1階席	51,520	91,520	127,920	262,080	
			全 席	73,600	130,640	182,800	374,400	
	土・日 休 日	準 備	38,640	61,264	79,520	168,560		
		本 番	1階席	77,280	122,640	159,040	337,040	
			全 席	110,400	175,120	227,280	481,520	
入場料が9,001円以上の場合	平 日	準 備	25,760	45,752	64,000	131,040		
		本 番	1階席	64,400	114,400	160,080	327,680	
			全 席	92,000	163,360	228,560	468,080	
	土・日 休 日	準 備	38,640	61,264	79,520	168,560		
		本 番	1階席	96,720	153,200	198,880	421,360	
			全 席	138,080	218,880	284,160	601,920	
楽 屋	第 1	楽 屋		2,400	3,690	3,690	9,410	
	第 2	楽 屋		2,400	3,690	3,690	9,410	
	第 3	楽 屋		2,400	3,690	3,690	9,410	
	第 4	楽 屋		2,920	4,530	4,530	11,100	
	リ	ハ ー サ ル 室		3,790	5,740	5,740	13,400	
	第 1	浴 室		1,780	1,780	1,780	3,570	
	第 2	浴 室		1,780	1,780	1,780	3,570	

- (注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合は、超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
- 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。
- 6 新潟県民会館管理細則第6条第6項アで定める学校が主催する芸術文化に関する催物で使用する場合は、施設使用料の80%に相当する額とします(楽屋を除く)。
- 7 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。